

官報

号外

平成十九年三月八日

○第百六十六回 衆議院會議録 第十二号

平成十九年三月八日(木曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

中央選舉管理委員會及び同予備委員の指名
雇用保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

中央選舉管理委員會及び同予備委員の指名

○議長(河野洋平君) 中央選舉管理委員會及び同予備委員の指名を行います。

○加藤勝信君 中央選舉管理委員會及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選舉管理委員會に

坂田 桂三君 谷合 靖夫君

後藤 茂君 足立 良平君

及び 鳥居 一雄君

を指名いたします。

また、同予備委員に

元宿 仁君 今井 正彦君

西川 洋君 尾崎 智子君

及び 長谷雄幸久君

を指名いたします。

雇用保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、雇用保險法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣柳澤伯夫君。

(國務大臣柳澤伯夫君登壇)

○國務大臣柳澤伯夫君 雇用保險法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、労働保險特別会計については、雇用保險三事業及び労働福祉事業について廃止を含めた見直しを行うこと、また、雇用保險の失業等給付に係る国庫負担のあり方について廃止を含めて検討することとされており、船員保險特別会計については、必要な措置を講じた上で労働保險特別会計に統合するものとされているところであります。

このため、これら同法の規定を踏まえた特別会計改革に必要な措置を講ずるとともに、雇用保險制度の直面する課題に対応するための見直し等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、雇用保險について、失業等給付のうち高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止するとともに、平成十九年度以降の当分の間、失業等給付に係る国庫負担について、国庫が負担することとされている額の百分の五十五に相当する額を負担することとし、また、雇用保險三事業のうち、雇用福祉事業を廃止することとしております。

また、雇用保險の失業等給付に係る保険料率の弾力的な変更幅を千分の二から千分の四に拡大する等の見直しを行うとともに、被保険者資格と基本手当の受給資格要件を一本化し、育児休業給付の給付率を暫定的に引き上げるほか、特例一時金や教育訓練給付についての所要の見直し等を行うこととしております。

第二に、船員保險制度について、雇用保險制度に準じた見直し等を行うほか、労働者災害補償保險制度及び雇用保險制度に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保險協會に移管することとしております。

第三に、労働者災害補償保險制度について、労働福祉事業のうち労働条件確保事業を廃止し、事業名を変更する等の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日については、平成十九年四月一日としておりますが、雇用保險の適用及び給付内容の見直しは平成十九年十月一日、船員保險の統合に関する事項については平成二十二年四月一日から施行すること等としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

雇用保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。吉野正芳君。

(吉野正芳君登壇)

○吉野正芳君 自由民主党の吉野正芳です。私は、ただいま議題となりました雇用保險法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、公明党を代表して質問をいたします。(拍手)

戦後、我が国は、奇跡の復興を遂げたと言つても過言ではありません。復興の原動力になったのは、額に汗して働いた日本国民の努力であります。国も、あらゆる施策を日本の再建、発展のために講じてきたところであります。

その一つに、労働行政の整備がありました。

昭和二十一年の労働組合法の施行を皮切りに、昭和二十二年には労働省が発足し、労働基準法、職業安定法という労働行政のいわば二本柱となる法律が制定され、加えて、労働者のセーフティネットとなる労災保険制度と失業保険制度が創設されました。まさに、昭和二十二年は戦後労働行政元年と言つても過言ではないでしょう。

ことは、それからちょうど六十年の節目の年に当たります。この記念すべき年に、種々の雇用・労働法制の改正が予定され、まさに今国会は雇用・労働国会と位置づけられると思います。その第一番目の法案が雇用保険法等の一部を改正する法律案であります。厚生労働大臣に、その趣旨、目的をお伺いいたします。

今回の改正法案の中で、国民が最も関心がある事項の一つは、雇用保険料の引き下げであります。

この雇用保険料の引き下げは、その成果を国民に還元する意味で、大変有意義なものと考えますが、失業等給付に係る保険料の引き下げにより、労使の保険料負担は全体でどれくらい軽減できるのか、また、失業等給付の保険料率引き下げのための改正内容を厚生労働大臣にお尋ねいたします。

今回の改正法案には、国庫負担の廃止、削減もその内容に含まれております。

行政改革推進法は、雇用保険の国庫負担のあり

方について、廃止を含めて検討する旨規定されております。雇用保険制度の国庫負担は基本手当の二五％を負担しており、失業は政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方によるものとされております。このような国庫負担のあり方を検討するには当然慎重に行われたものと考えますが、今回、このような国庫負担を廃止、削減する理由及び内容について、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

先ほど私は昭和二十二年は戦後労働行政元年と申し上げましたが、我が国憲政史上重要な年でもあります。それは、日本国憲法が施行された年でもあります。そして、当時の失業保険制度は、この憲法第二十七条第一項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」という、いわゆる勤労権を保障した規定を具現化したものであります。この勤労権を行使せんがため、人々は失業状態から何とか脱しようと職を求める、つまり求職活動を行います。これをサポートするのが雇用保険制度であります。

私は、この憲法第二十七条第一項は、ある意味、厳しい規定だと思えます。つまり、働く意思がない、言い換えれば、勤労権を行使したくない国民までは関知しないとうたっているものであります。こうしてみると、雇用保険制度による失業者に対する給付は、働く意思のある方々へのみ給付し、かつ、できるだけ早く勤労権の行使を可能とする、つまり早期再就職していただくことが重要であると考えます。

このように、雇用保険制度を憲法の精神にのっとり運営していくためには、国が責任を持って失業認定と職業相談、職業紹介を一体的に実施する

ことが必要であると考えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策として、育児休業給付の拡充があります。具体的には、休業前賃金の四〇％を五〇％に引き上げる内容となっておりますが、平成二十二年三月までの暫定措置となっております。

そこで、今回の育児休業給付の給付率の引き上げについて、暫定措置として実施する理由も含め、その内容と少子化対策に対する厚生労働大臣の意気込みをお聞かせください。

最後に、雇用保険制度は我が国の産業社会を支える大事なセーフティネットであり、その健全な運営は何よりも重要なものであります。また、今こそ日本の将来を担う人材の育成確保を図るべきだと思えます。雇用保険制度の健全な運営とその事業の活用により、活力ある日本社会の構築をお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 吉野正芳議員にお答え申し上げます。

まず第一のお尋ねは、法案の趣旨、目的でございます。

この法案は、先ほど趣旨説明で御説明申し上げましたとおり、まず、行政改革推進法におきまして、雇用保険三事業等について廃止を含めた見直しを行うこと、また、失業等給付の国庫負担のあり方についてこれまで廃止を含めて検討すること、このような規定がなされていることを踏まえ

と、このような規定がなされていることを踏まえ、また、雇用保険制度の安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対応するために所要の改正を行っているものでございます。

次に、保険料の引き下げについてお尋ねがありました。

今回の改正法案では、失業等給付の保険料につきましては、現在、雇用保険の財政状況が好転している一方で、今後の経済情勢の動きによっては給付が大幅に増加する可能性も否めないところでございますことから、弾力条項の変動幅を拡大することとし、これを前提に、来年度の保険料率を一・六％から一・二％に引き下げることを予定いたしております。また、この保険料率引き下げによりまして、労使で約六千億円の負担軽減を見込んでいるところでございます。

次に、国庫負担の廃止、削減についてお尋ねがございました。

今回の改正法案におきましては、行政改革推進法の規定や雇用保険財政の現状等を踏まえまして、さらに、御指摘の雇用対策に関する国の責任も念頭に置きつつ、雇用保険制度の安定的な運営を確保することができるとを前提にいたしました。この結果、高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止するとともに、当分の間、国庫負担を本来の負担額の五五％に引き下げることにいたしました。

次に、雇用保険の失業認定と職業相談、職業紹介の一体的な実施についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、失業者への雇用保険の給付を適切に行い、かつ、受給者に早期に再就職をしていただくためには、国が責任を持って失業認定と職業相談、職業紹介を一体的に実施することが必要不可欠であると考えております。今後とも、制

度の適切な運営を図つてまいります。

育児休業給付の給付率の引き上げについてお尋ねがありました。

今回の改正法案におきましては、少子化対策が我が国の喫緊の課題であることも勘案し、育児休業給付の給付率を五〇％に暫定的に引き上げることとしたしておりますが、引き上げに当たっては、雇用保険制度として最大の対応を図ることとし、かつ、雇用継続給付としての趣旨を徹底させるため、育児休業終了後の給付割合を一〇％から二〇％に引き上げることとしたしております。

暫定措置といたしましたのは、子ども・子育て応援プランにおきまして、平成二十一年度までの期間において少子化対策に重点的に取り組んでいくこととされていることなどを踏まえたものであります。

少子化対策に取り組む決意についてお尋ねをいただきました。

少子化対策につきましては、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備し、希望と現実の乖離をできるだけ小さくしていくことが課題であると考えております。

このため、先般発足した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議におきまして、若い方々が結婚したいけれども結婚できない、子供を持ちたいけれどもちゅうちょしてしまうのはなぜなのかという点に焦点を当てて、制度、政策、意識改革などあらゆる観点から、効果的な対策の再構築、実行に向けて全力で取り組んでいくことといたしております。私も、この方向で懸命の努力をいたしていく所存でございます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田名部匡代君。

(田名部匡代君登壇)

○田名部匡代君 民主党の田名部匡代です。

ただいま議題となりました政府提出の雇用保険法改正案について、民主党・無所属クラブを代表し、質問いたします。(拍手)

質問に先立ちまして、このところ、与党による強引な国会運営に対し、強く抗議をいたします。

巨大与党は、数の力に物を言わせ、予算案や国税、地方税関連法案を委員長職権を濫用して強引に通したのに引き続き、きょうもまたこの本会議を職権濫用で強引に進めております。まさに数の暴挙と言わざるを得ません。安倍総理は、松岡農林水産大臣の事務所費問題を初めとする政治と金の問題や格差問題など、都合の悪い問題を覆い隠すためにこのような暴挙を始めたと思えます。重ねて強く抗議し、安倍総理と与党の猛省を促したいと思います。

それでは、質問に入ります。

働く人の三分の一が非正規雇用である現状を考えたとき、格差を是正、縮小するものとして大事なことは、非正規雇用者が正規雇用への登用機会を得られることだと考えます。しかし、今国会で明らかになった経済財政諮問会議の御手洗氏が会長を務める企業の偽装請負は、その方向性とは全く逆行するものであります。偽装請負はほかの企業でも発覚しておりますので、しっかりとした原因究明をし、今後の対策を講じる必要があります。

民主党は、参考人招致をし、徹底して審議を行うべきだと主張してきました。それもうやむやなままとなっておりまして。雇用問題を担当する厚生労働大臣として、この御認識をまず初めにお伺い

したいと思います。

現在、景気が回復し、企業の売り上げに対する利益率が過去最高と言われているがありますが、労働分配率は低下し、消費も伸びておりません。特に、地方においては、景気回復の実感がないだけではなく、努力しても報われないのが現状であります。

私の地元青森県では、全国で一番平均給与が低く、しかも五年前と比べ一萬二千元も給与が下がっています。有効求人倍率は〇・四六倍、失業率も六・九％と最も苦しい県の一つであります。また、高校卒業した就職希望者が県内に就職して居るのはおよそ五五％、働く場所がない若者や、家族を残して出稼ぎに出る方々、多くの方々が地元に残りたくても残れずふるさとを離れ、働きに出ているのが現状です。

この厳しさは何も青森県に限ったことではありません。厚生労働省が発表した平成十八年賃金構造基本統計では、五年前との比較で、給与が上がっているのは東京を初めとする九県のみで、あとはすべて下がっています。地域間だけではなく、正社員と非正社員の格差、生活保護水準以下の暮らししかできないワーキングプアの問題など、格差は以前に増して広がっています。

このように不安定な雇用状況の中、雇用保険制度は働く人にとって唯一かつ身近なセーフティーネットであるはずですが、ところが、現行制度は、週二十時間以上という一定の労働条件、一年以上の雇用が見込まなければ加入することはできません。

もちろん、給付を当てにせずから離職、転職を繰り返すケースは抑制する必要があります。しかし、冒頭申し上げましたように、働く人の三

分の一が非正規雇用であるのに対し、この雇用保険制度が格差を正に対するセーフティーネットとして十分機能しているとは思えません。これで十分に機能していると厚生労働大臣は御認識でしょうか、答弁を求めます。

次に、国が担うべき責任についてお伺いします。

平成十八年度の雇用対策関係費は、予算全体の九割が労使折半の雇用保険料と経営者拠出の労災保険料から成り立っており、一般会計からの拠出は全体の二割にも満たない貧弱なものであります。しかも、一般会計といっても、そのほとんどが雇用保険料の国庫負担金であり、純粋な雇用対策費用は四百億円にも及びません。

今回、政府は失業給付の国庫負担を四五％減でとどめたものの、当初は全廃を掲げ、国の担うべき責任を放棄する姿勢を示しておられました。国庫負担が不要だという議論は、雇用政策に国は責任を持つ必要はないということなのでしょう。財務大臣の答弁を求めます。

これまで事業者と労働者が積み上げてきた雇用保険料をさんざん無駄遣いしておきながら、また大きな損失を出しておきながら、保険料の積立金が健全だから国庫負担が不要という議論があったように聞いております。それはまさに勝手な話であります。多くの国民は、無駄遣いした保険料を全額返してほしいと思っているに違いありませんし、こんなことは、普通であれば責任が問われるべき問題です。これまでの責任は一体だれにあるとお考えでしょうか。今後同じようなことが発覚した場合、だれがどう責任をとるべきだと思われまますか。十分な反省のもとで、国の責任を明確にしておく必要があります。厚生労働大臣にお伺い

いをしておきたいと思ひます。

また、そもそも、全廃の議論をする前に、まずは労使が支払う保険料を今回引き下げ分よりもっと引き下げるべきだとは思ひなかつたのでしょうか。これも厚生労働大臣の答弁を求めます。(拍手)

次に、失業給付手当について伺ひします。

今回の改正で、解雇、倒産等による非自発的失業者の受給要件は現行十二カ月の加入期間から六カ月となり、一部の短期労働者にとっては一歩前進ですが、自発的失業者の受給資格要件は現行十二カ月のままとなっています。

例えば、更新ができると言われて働き始め、十一カ月目にして契約更新を拒絶された場合について、非自発的失業者と認定されるのでしょうか。何らかの対応策がありなのか、厚生労働大臣、お答えください。

また、受給要件が六カ月になった途端に、これまで雇用契約が六カ月だった短期労働者の契約期間がさらに短縮される事態が発生することが考えられます。そうであれば、今のうちに対策を講じる必要があるわけですが、これも厚生労働大臣に御答弁を求めます。

次に、特例一時金について伺ひます。

これまで、積雪寒冷地など特殊な気候条件により冬場の仕事の確保が厳しい地域では、季節的に雇用される労働者に対して五十日分の特例一時金が支給されてきました。それが、今回の改正案では、特例一時金を三十日分とする、ただし、当分、四十日相当とするとされております。この当分とは一体どのぐらいの期間をいうのか、なぜ三十日分としたのか、その根拠を、厚生労働大臣、お答えください。

季節労働を余儀なくされ、特例一時金を受給している人は、青森県だけでも三万六千人を数え、全国では二十六万人もいます。季節労働者は特に北海道や東北といった雪国に多いわけですが、今回の特例一時金の減額で季節労働者の生活が一層苦しくなることは考えられません。厚生労働大臣、お答えください。

先日、遠く北海道、東北の季節労働者の皆さんがお見えになり、今でもぎりぎりの生活をしている、これ以上一時金を減額されると生活していけないと訴えておられました。私は、冬場の必然的な解雇の責任を労働者のみに負わせるような方法は即刻見直すべきだと考えますが、今回どういう理由で日数が引き下げられたのでしょうか。大臣は雪国の生活実態を御存じなのではないでしょうか。また、直接季節労働者の声を聞かれたことがあるのでしょうか。厚生労働大臣、お答えください。

特例一時金は減額するものの、地域雇用の推進をするのおおききもあるようです。本来、減額する前に雇用の確保をすべきだと思いますが、これまでどのような雇用創出の政策を打ち出してきたのでしょうか。また、その成果はどうだったのでしょうか。経済産業大臣の具体的な御答弁を求めます。

近年、マルチジョブホルダーと呼ばれる就業形態がふえています。先日、私も地元で、朝は新聞配達、昼はスーパー、夜は居酒屋、そこでバイトをこなす母子家庭のお母さんからお話を伺ひました。自分の将来、子供の将来に対して不安を切々と話しておられました。このように、複数の職場を合算して週二十時間以上働いている人たちへの雇用保険制度適用についても検討すべきではないかと思ひます。厚生労働大臣の御所見を伺ひます。

ます。

次に、教育訓練給付についてですが、短時間労働者は、勤務先の会社が教育訓練を提供する機会も実態として少ないため、みずから企業外で教育訓練を求めなければなりません。平成十七年度に教育訓練給付を利用した短時間労働者は全体のわずか三・四％にすぎませんし、最も教育訓練のわずかに三・四％にすぎませんし、最も教育訓練給付を必要としている非正規雇用の人たちは教育訓練給付対象外です。

さらに申し上げましたが、労使折半分の保険料引き下げに当てるわけでもなく、ただ単に国庫負担を減らすというのであれば、非正規雇用など教育訓練をより必要とする若年層に再配分し、格差是正につながるべきだと思いますが、そうした検討がなされているのでしょうか。厚生労働大臣、お答えください。

私の地元青森県でも、本当に苦しみの声を上げている方がたくさんいます。地方は本当につらい思いをしています。天下りもなければ、二、三年勤めて何千万という退職金をもらえる職場もありません。そういう雇用先がある方々には無関係のことかもしれませんが、他の国民にとって雇用保険制度は極めて重要な役割を果たしております。しかし、今回の政府提出の改正案は、格差是正に真正面から取り組んでいないどころか、逆行した改革案だということを御指摘させていただき、御答弁によつては再質問をさせていただきますことをお伝えし、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 田名部議員にお答え申し上げますけれども、実は、きょうの御質問については事前のお話が全くない上に、この議場における声も、必ずしもそちら側でうまく聞こえるという構造にないわけがございます。

そこで、私は、今聞こえた限りのお話につきましてお答え申し上げますので、ぜひ、その後、もし補足の質問があれば、それを承つて、また改めて答弁に立たせていただきたい、このように思ひます。

最初は、偽装請負につきましてお話がございました。

労働者派遣法に違反する、いわゆる偽装請負につきましては、安全衛生等の事業主責任の所在がいまいになり、労働災害の発生につながるなどの問題がある、私どもは、大変問題がある、このように認識をいたしております。

このため、平成十六年四月から、監督指導業務をハローワークから労働局に集約いたしました。専門的に対応する体制をつくり上げまして、この監督指導の業務の強化を図っているところでございます。

昨年九月以降、偽装請負の防止、解消を図るため、請負事業主、発注者等に対する広報、集団指導の実施など周知啓発の強化、それからまた、職業安定行政と労働基準行政の間の情報共有の徹底、それから共同監督の計画的実施を初めとする監督指導の強化、さらには、死亡災害等重篤な労働災害を発生させた悪質な違反が認められた場合には、発注者に対する司法処分、請負事業主に対する刑事告発、行政処分といった厳格な対応などを進めているところでございます。

このような取り組みを通じて、今後とも違法事案の防止、解消に最大限の努力を傾けてまいりたい、このように考えます。

次に、地域間格差の是正についてお話がございました。

雇用情勢が全体としては改善する中で依然として改善が図られていない地域があり、地域差が見られることは我々も承知をいたしているところでございます。このため、雇用情勢が厳しい地域を重点的に支援するため、今国会に、地域雇用開発促進法の一部改正法案を提出しているところでございます。

これに基づきまして、事業所の設置、整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主等への助成措置を講ずるとともに、地域が提案する事業構想の中から雇用創出効果が高いものを選抜して、事業の実施を委託することといたしております。

また、地域における雇用の確保と地域の産業振興とは密接不可分の関係であります。相互に連携協力して実施していくことが必要でありますので、地域雇用開発促進法の改正案におきましても、地域雇用対策と産業の集積の形成及び活性化を促進するための措置等との連携を図ることとしたしております。

これらの措置によって、地域における雇用対策と地域活性化の取り組みとの連携を図りながら、今後とも地域における雇用機会の創出を支援していきたい、このように考えております。(拍手)

雇用対策に係る国の責任についてのお尋ねがありました。

国庫が失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、失業が政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきである、このような考え方に由来するものでございます。今回の国庫負担の削減は、こうした国の責任をも踏まえ、基本的な国庫負担の枠組みは残しながら、当分の間、本来の負担額を引き下げることにしたものでございます。

次に、保険料の引き下げについてもお尋ねがございました。

今回の改正法案では、失業等給付の保険料については、現在、雇用保険の財政状況が好転している一方、今後の経済情勢の動きによっては給付が大幅に増加する可能性も、これは否定できない、こういう考え方から、弾力条項の変動幅を拡大することとしながら、これを前提に、来年度の保険料率を一・六％から一・二％に引き下げることに予定した次第であります。また、この保険料率引き下げによる、労使で約六千億円の負担軽減を見込んでいるところであります。

青森県の就業率と雇用保険の被保険者数が違うのではないかと、青森県の経済状況、雇用の状況についてのお話でございます。

御指摘の就業率には、自営業者や会社の役員等、雇用者でない就業者が含まれておりますので、またさらに、雇用保険の適用対象とならない公務員等も含まれておりますところから、雇用者の数が就業者に比べて非常に少ない、こういう事情が青森県において見られるのではないかと、このように考えているところでございます。

雇用情勢が全体としては改善する中で依然として改善が図られていない地域があり、地域差が見られることは我々も承知をいたしているところでございます。このため、雇用情勢が厳しい地域を重点的に支援するため、今国会に、地域雇用開発促進法の一部改正法案を提出しているところでございます。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田名部匡代君の質疑

教育訓練給付については、平成十五年の改正により、被保険者期間が五年以上であることから三年以上であることに要件を緩和しておりますが、依然として、若年者が比較的にこの制度を利用しにくいとの声がございました。

今回の改正におきましては、暫定的に、被保険者期間が一年以上の者について、初回に限り教育訓練給付を受けることを可能とすることとしたものでございまして、これによりまして、若年者の自発的な職業能力開発を促し、若年者の雇用の安定に資するものと考えております。

なお、暫定措置の期間については、若年者の雇用失業情勢の動向や当該要件緩和の効果の検証を踏まえ、適切な時期までとすべきであると考えております。

あとの御質問がもしありとすれば、それはまた再質問をいただくか、さらには委員会等で御質問をいただくかしてお答えを申し上げたいということとを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣甘利明君 私には、雇用創出の施策と効果について質問がありました。

中小企業は、日本の全体の雇用の七割を支えているわけでありまして、同時に、中小企業は地域経済を支えているわけでありまして、今日まで、予算、税制そして金融を通じて、各般の中小企業政策として雇用政策に取り組んでまいりました。

今国会には、あわせて、地域振興、中小企業関係法案を提出いたします。一つは、地域の資源を活用して企業化をしていく方途を法律にしたものでありますし、そしてもう一つは、企業立地の新しい仕組みであります。

これらを通じて、地域の中小企業を振興し、あわせて雇用を創出する、地域に雇用と税収を生み出す仕組みを構築していきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣尾身幸次君登壇〕

○国務大臣尾身幸次君 私に対しまして、この質問、事前通告がございませんでした。国会におきまして、有意義な意見交換をし、かつ、率直に討論をするという、この国会のよき慣行を崩すことになるわけでありまして、まことに遺憾のきわみであります。

雇用保険制度改革と財政についてお尋ねがありました。

雇用保険につきましては、雇用保険の財政状況や経済情勢が好転していることを踏まえ、高年齢雇用継続給付に対する国庫負担の廃止、受給資格要件の見直し、育児休業給付の引き上げ、国庫負担の一定割合の引き下げ等を内容とする制度改革を実施することとしております。これによりまして、国庫負担を約千八百億円削減するとともに、国民の保険料負担を約六千億円余り削減することとしております。

財政が厳しい中で、この雇用保険制度のサステナビリティーを維持することが極めて大切でありまして、そういう意味で、この改革は大変大事であり、必要なものであると考えております。

(拍手)(発言する者あり)

○議長(河野洋平君) たいま議長内交渉係が協議中でございます。そのまましばらくお待ちください。

厚生労働大臣から答弁を補足したいとのことであります。これを許します。厚生労働大臣柳澤伯夫君。

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣柳澤伯夫君 重ねての答弁でございます。田名部議員の質問要旨もようやくよくと目に触れることができましたので、これにできるだけに沿う形で田名部議員にお答え申し上げたい、このように思います。

したがって、先ほど答弁したものと含めまして答弁をさせていただきたいと思っておりますので、お許しを賜りたいと思っております。

まず第一に、雇用対策に係る国の責任についてお尋ねがあったわけでございます。

雇用保険を運営するというのは国庫負担も伴って行われているわけですが、これは国の責任を踏まえて行っているものであるという御指摘でございます。この点は、私どもも、毫も今回の改正で変えていないのでございます。国庫が失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、失業が政府の経済政策、雇用政策と無縁ではない、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方に由来するものでございまして、今回の国庫負担の削減も、こうした国の責任を踏まえ、基本的な国庫負担の枠組みを残しつつ、当分の間、本来の負担率を引き下げることとさせていただいたものであるということでございます。

それから、保険料の引き下げについてお尋ねがありました。

今回の改正案では、失業等給付の保険料については、現在、雇用保険の財政状況が実は好転しているわけでございます。そうして、そういうことのある一方、しかし、それではこの保険料負担をすく減らすことができるかといえ、また今後の経済状況の動きによつては給付が大幅に増加して保険会計の収支が非常に困難に陥つてしま

うおそれも否めないわけでございまして、そういうことから、弾力条項の変動幅を拡大することとしながら、これを前提にして来年度の保険料率を一・六％から一・二％に引き下げを提案させていただいていくということでございます。

なお、これによる労使の負担軽減の金額は約六千億円ということになると見込まれているわけでございます。

それから、期間雇用者等の受給資格要件の見直しについてお尋ねがありました。

期間雇用者につきましては、有期労働契約の締結に際して契約の更新があることが明示されていた場合について、労働者の希望にかかわらず一年未満、さつき田名部議員は十一月でリストラされてしまった場合どうするんだというお話があったわけですが、この場合には、原則は長い期間を置いたんですが、解雇、倒産等による離職者と同じようにこれをみなして、受給資格要件を六カ月にするということでございますので、御提起の十一月の従事者というものは保険の適用になるということに、期間雇用者に十分な配慮を行うこととしていくわけでありまして、（拍手）

それから、特例一時金の見直しについてのお尋ねがありました。

これは、地域によつて、雇用されたり、また自分の農業に戻つたり、また雇用されたりというような労働形態があるわけでございますけれども、循環的な給付である特例一時金については、かねてより実は見直しの必要性が指摘されておりました。今回の改正におきましては、他の被保険者とのバランス等を考慮して給付水準の見直しを行つたものでございます。

今回の見直しに当たつて、実情をよくつかんで

いたのかという御質疑があったようでございますが、特例一時金につきましては……（発言する者あり）ありました、あったんですが、聞こえなかつたんです。その支給状況等の実態を把握した上で、関係する地方の自治体や労使団体の御要請も踏まえながら検討を行ったものでございます。今後とも、適切に受給者の実態の把握を行い、引き続き給付のあり方を検討してまいりたい、このように考えております。（拍手）

○議長（河野洋平君） 田名部匡代君から再質疑の申し出があります。申し合わせの時間の範囲内でこれを許します。田名部匡代君。

〔田名部匡代君登壇〕

○田名部匡代君 民主党の田名部匡代でございます。先ほど通告がなかったというお話がございましたけれども、私は、本日、雇用保険法について質問をするということはお知らせしてあります。

また、内容についてでありますけれども、具体的な数字を聞いているわけではなく、基本的な所管大臣のお考えを聞いているにすぎません。そのぐらゐのことは当然答えていただくべきことだと思っております。（発言する者あり）

○議長（河野洋平君） 御静粛に願います。

○田名部匡代君（続） 厚生労働大臣から答弁漏れのお答えがありましたけれども、まだ何点か答弁漏れがございしますので、御質問をさせていただきます。

まず、キャノンの偽装請負について、参考人招致をするのかとお伺いしております。

また、非正規雇用者がふえるに当たつて、現在

のこの雇用保険制度で十分な機能を果たしているのかどうかとお伺いしました。これも御答弁ください。（発言する者あり）

○議長（河野洋平君） 御静粛に願います。

○田名部匡代君（続） そして、これまで雇用保険料がさんざん無駄に使われてきたことに対して、だれに責任があり、今後同じことが起こったときにはどのようにだれが責任をとるのかということをお伺いしました。

また、短期雇用の方が、更新ができると言われ、その後一年未満で契約更新を拒絶された場合について、その方は非自発的失業者と認定されるのか、対策があるのかをお答えください。（発言する者あり）

○議長（河野洋平君） 御静粛に願います。大臣が質問が聞き取れないようですから、御静粛に願います。

○田名部匡代君（続） そして、これまで雇用契約が六カ月だった短期労働者の契約期間がさらに短縮される事態が発生することが予測されるわけですが、これらの対策を講じる用意があるのか、お答えください。

また、特例一時金については、今回、当分の間、四十日とすると、その当分とは一体どのぐらゐの期間のことをいうのか。つまり、当分というのはとらえ方がいろいろあります。一カ月なのか、一年なのか、十年なのかわかりませんので、明確にお答えをいただきたいと思っております。

そして、特例一時金につきまして、今回どういう理由で日数が引き下げられたのでしょうか。これについても答弁漏れでございました。

そして、経済産業大臣のお答えでありました

が、私がお伺いしたのは、これまでどのような雇用創出の政策を打ち出し、その結果がどうであったのか。つまり、特例一時金を受給する二十万人の雇用の確保が約束をできなかった、これはやるべき順番が逆だということであり、本当にそれができるのかという意味でお伺いをしました。ぜひ、これまでの成果を具体的にお答えください。

そして、厚生労働大臣。雇用保険制度適用について、マルチジョブホルダーに対してこの制度を適用すべきではないか、それを検討すべきではないかと伺いをしました。これも答弁漏れです。

○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡潔に願います。

○田名部匡代君(続) 以上、答弁漏れでございましたので、ぜひお答えをいただきたいと思ひます。お願いいたします。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣 柳澤伯夫君 田名部議員に、お答えになるのか、ちよつと私、同僚の議員にも助けていただきまして、質問のポイントを聞かせていただいたんですが、それにのつとりまして補足をさせていただきます。このように思います。

まず第一に、今度、五十日を原則三十日にしたんですが、当分の間、四十日にとどめますよという制度でございますけれども、これについて、当分の間というのはどの法律にもたくさん使われている文言でございます、もう田名部議員も多分非常に御経験をお積みでございますので、当分の間は当分の間だということがわかりただけでいるのではないかと思います。

まさにそういうことでございます、ここで、

当分の間について私が個人的な御意見を、見解を申し上げるというのは余り適当でない。むしろ田名部議員が、同僚あるいは先輩の、立法作業にたくさん携わった方々に、当分の間というのがどういう意味か、田名部議員にとつて有利なことなのか、不利なことなのかということをお尋ねいただいて、当分の間というものは、そのまま法文の文章として受けとめていただくのが私は正しい考え方だというふうに思います。

それから、一時金の支払いについての日数の短縮の理由をお尋ねになりましたが、先ほど私が申し上げましたように、この点については非常にいろいろ従来から指摘があったということ、そういう社会的ないろいろな指摘の中で、当局として、私どもとして、これを問題として取り上げて、今度改正に臨んだという意味合いでございます。

それから、最後に、参考人として偽装請負の方をお呼びすることについてはどうかということについてお尋ねがあったわけですが、これについては、それぞれの議場あるいは議事場、委員会等で、理事会でも取り扱いが決まってくる、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

出席国務大臣

総務大臣 菅 義偉君
財務大臣 尾身 幸次君
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君
経済産業大臣 甘利 明君
出席副大臣
厚生労働副大臣 石田 祝稔君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。
国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十七年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十七年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

日森 文尋君 菅野 哲雄君
菅野 哲雄君 日森 文尋君

(議案提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律案
タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

総合研究開発機構法を廃止する法律案
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案
測量法の一部を改正する法律案

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案
特別会計に関する法律案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

(予備的調査報告書写し受領)

一、去る六日、総務委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

独立行政法人の組織等に関する予備的調査(武正公一君外五十四名提出、平成十八年衆予調第三号)についての報告書

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島が韓国によって不法占拠された経緯に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

安倍首相の人権意識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在外公館の所蔵芸術品に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

外務省の北海道連携推進室に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省改革に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員高井美穂君提出湯沸かし器による海外での中毒死に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国特命全権大使の人事に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出ボスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問に対する答弁書

平成十九年二月二十三日提出
質問 第八五号

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六六第四六号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「外務省としては、担当課において資料要求の趣旨を付度して御指摘の文書を発出したものと考えている。」との答弁がなされたが、「資料要求の趣旨を付度して」とは、具体的に何を意味するか明らかにされた

い。
二 二〇〇六年九月以降、全ての日本国在外公館においてある美術品の一覧表についての情報公開請求に基づき、資料を開示したことがあるか。

三 二の事実があるとするれば、国会議員の資料要求を拒絶し、情報公開請求に応じた外務省の真意を明らかにされたい。

四 今村朗外務省大臣官房在外公館課長(以下、「今村課長」という。)が、現職に就いた日以降、国家公務員倫理法に基づき提出した贈与等報告書の件数と贈与等の総額を明らかにされたい。

五 「今村課長」が在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)に勤務していた時期を明らかにされたい。

六 「今村課長」が「大使館」に勤務した時期に、ロシア人金融関係者の日本への招聘を巡る不手際について与党の国会議員に釈明するために、用務帰国をしたことがあるか。この際、「今村課長」は国会議員に対して、文書を提出したか。右質問する。

内閣衆質一六六第八五号
平成十九年三月六日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて
外務省としては、担当課が、鈴木宗男衆議院議員からの平成十八年九月四日付けの資料要求

については、在外公館における美術品配置についての要求であると理解し、また、同議員からの同月二十七日付けの資料要求については、すべての日本国在外公館に配置されている美術品を一覧として取りまとめた表に対する要求であると理解して対応したものであり、国会議員からの資料要求を拒絶する意図を持っていたものではないと考えている。

外務省に対して、「全ての日本国在外公館においてある美術品の所在が明らかにされる資料一式」について行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求がなされ、平成十九年一月十九日に該当文書を開示した事例はある。

四について
外務省において確認できる範囲では、御指摘の課長が現職に発令された日から平成十八年十二月三十一日までの間に受けた、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百九十九号)第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は四件であり、その贈与等又は報酬の合計は五万九千六百四十円である。

五について
御指摘の課長は、平成十年一月に着任してから平成十三年一月に離任するまでの間、在ロシア日本国大使館に勤務した。

六について
外務省において保管されている文書からは、お尋ねの事実について確認することができなかった。なお、外務省としては、御指摘の時期に、御指摘の課長が外務本省との打合せを行うために帰国したことはあったと承知している。

平成十九年二月二十三日提出
質 問 第 八 六 号

湯沸かし器による海外での中毒死に関する質
問主意書

提出者 高井 美穂

湯沸かし器による海外での中毒死に関する
質問主意書

パロマ工業やリンナイの湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故について、今月十九日「日本ガス石油機器工業会」が発表した集計によれば約二十一年間に百九十九人が死亡しているという。さらに経済産業省は同じ期間に四百十四人が死亡していると見ている。ところで、これらの犠牲者の数は国内に限られている。しかし、中国など海外でもパロマ工業製の湯沸かし器は販売され、死亡事故事例なども報道されている。

そこで、以下の通り質問する。

一 パロマ工業は、中国瀋陽市などに合弁会社を設立し現地で湯沸かし器を生産している。その後、事故が相次いだことから、中国政府は二〇〇〇年に直排式の湯沸かし器の生産販売を規制している。しかし、中国のインターネット報道「新華ネット湖南チャンネル」によると、二〇〇二年には長沙市で夫婦がパロマ工業の現地法人が製造した湯沸かし器で死亡し、裁判によりこの現地法人などが二十万円の賠償責任を認められている。また、中国・東北新聞ネットによると二〇〇五年五月には、瀋陽市で一家五人がパロマ工業の現地法人が製造した湯沸かし器により中毒死するなど、パロマ関連湯沸かし器による死亡事故が数多く報道されている。こうした、実態について、政府はどのように考えるか示されたい。

二 経済産業省に今月二十日、電話で照会したと

ころでは、こうした海外での事故事例について掌握していない、との事だったが、事実か。事実であれば、パロマ工業、リンナイ、および両社の現地合弁会社などが一九八六年以降、海外に販売し、あるいは現地で生産販売した湯沸かし器が何台になるか、事故事例の実態など調査をする考えがあるのか。ないとすれば調査をしない理由を示されたい。また、海外での事故事例について掌握されているのであればその概要を明らかにされたい。

三 中国国内では、パロマ工業製の湯沸かし器の危険性が言われているものの、いまだ使用され、また販売禁止とされた物も、引き続き販売されている、とも聞く。海外で使用されている同社関連湯沸かし器に関し、日本政府として当該政府などの外交ルートを通じ、どのように注意を喚起しているのか。また、今後どのような対策をとるのか方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第八六号

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出湯沸かし器による海外での中毒死に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員高井美穂君提出湯沸かし器による海外での中毒死に関する質問に対する答弁書

一について

経済産業省としては、御指摘の中国における

実態については把握しておらず、お答えすることとは困難である。なお、同国国内における湯沸かし器を含めた製品の安全性の確保については、同国の法令等によって行われるべきものと考え

二について

経済産業省としては、海外で発生した湯沸かし器に係る事故事例については、把握していない。また、御指摘のような調査については、現時点において、我が国国内の製品事故の原因究明に資するとは考えておらず、実施する考えはない。

三について

海外における湯沸かし器を含めた製品の安全性の確保については、各国の法令等によって行われるべきものと考えており、我が国政府として、御指摘のような注意喚起を行っていないが、各国政府から製品安全に関する照会があれば、情報提供等を行うなど適切に対処してまいりたい。

平成十九年二月二十六日提出
質 問 第 八 七 号

在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第六八号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の現在の事務所の

移転後の取扱いについては、現在、ロシア連邦政府と協議中である。」との答弁がなされたが、協議の結果はいづ明らかになる見通しか。

二 二〇〇七年四月以降も斎藤泰雄在ロシア連邦日本国特命全権大使は、現在の大公邸に居住し続けるか。その場合の賃借契約は既に済まされているか。済まされているとするならば、賃借料を明らかにされたい。

三 「大使館」の移転に伴い、大使公邸を移転しようとしないうちの真意を明らかにされたい。

四 大使公邸に常時在住する人数と大使公邸の床面積を明らかにされたい。

五 「大使館」事務所の移転及び大使公邸の取り扱いについて、「大使館」は記者会見を行ったか。行ったとするならば、直近の日付を明らかにされたい。

六 「大使館」が新建物に大使公邸を設けようという真の理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第八七号

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する再質問に対する答弁書

一について

在ロシア日本国大使館(以下「大使館」とい

う。)の現在の事務所の移転後の取扱いについては、現在ロシア連邦政府と協議中であり、協議がまとまる時期について、現段階で見通しを述べることは困難である。

二及び三について

外務省としては、現在の大使公邸を引き続き使用することが適当であると考えており、そのことを前提に、現在、賃借契約の内容を含め、ロシア連邦政府と協議中である。

四について

現時点で、大使公邸に常時在住する人数は五名である。大使公邸の床面積は約千平方メートルである。

五について

大使館が、これまでに、大使館事務所の移転及び大使公邸の取扱いについて記者会見を行ったことはない。

六について

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館新建築物建設後の現大使館建物の取り扱いに関する質問に対する答弁書(平成十八年十二月十九日内閣衆質一六五第二三四号)の七についてで答えたとおりである。

平成十九年二月二十六日提出
質 問 第 八 八 号

在ロシア連邦日本国特命全權大使の人事に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国特命全權大使の人事に関する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一六六第六七号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、小町恭士オランダ国駐節特命全權大使、楠本祐一ウズベキスタン国兼タジキスタン国駐節特命全權大使、伊藤哲雄カザフスタン国兼キルギス国駐節特命全權大使及び黒田義久レバノン国駐節特命全權大使がロシア語を研修したことが明らかにされたところ、各人の研修期間を明らかにされたい。

二 外務省が一の上級職員にロシア語を研修させた理由如何。

三 一のロシア語を研修した上級職員ではなく、ロシア語の知識に欠ける斎藤泰雄氏を在ロシア連邦大使に任命した真意を明らかにされたい。

一のロシア語を研修した四名の上級職員が能力的に劣り、在ロシア連邦大使としての職責に耐えることができないという判断を外務省がしたからと理解してよい。

右質問する。

内閣衆質一六六第八八号

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国特命全權大使の人事に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国特命全權大使の人事に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの研修期間については、小町大使が昭和四十五年七月から昭和四十八年七月までの間、楠本大使が昭和四十七年七月から昭和五十

年六月までの間、伊藤大使が昭和四十九年六月から昭和五十二年六月までの間及び黒田大使が昭和四十九年七月から昭和五十二年六月までの間である。

二 について

外務省において保管されている文書からは、お尋ねの理由について確認することができなかったことから、外務省として一概にお答えすることは困難であるが、一般に、外務省においては、毎年、限られた数の新規採用職員に対し、その時々々の必要性や職員の希望等を踏まえ、研修する言語を割り当てている。

三 について

御指摘の職員についてのお尋ねについては、職員に対する評価を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいが、御指摘の大使の任用については、これまでの経験等を総合的に判断し決定されたものである。

平成十九年二月二十六日提出
質 問 第 八 九 号

ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問主意書

提出者 江田 憲司

ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問主意書

先に提出した、「ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する質問主意書(以下「主意書」という。)」に対する答弁書(以下「答弁書」という。を踏まえ、以下の点につき、確認を含め再度質問する。

一 答弁書一の1及び2について

(1) 答弁書にいう「候補者個人の政治活動用ポスター」は、他の適法要件を具備していれば、個人演説会の告知等何らかの政治活動の告知を表示していなくても許されると理解してよい。たとえば、「公職の候補者等」が、その本人の氏名・顔写真だけを大書したポスターを掲示することも許されるのか。念のため確認する。

(2) 主意書一の2の③及び④の事例について、答弁書では「いずれのポスターも掲示することができる」と考えている」と回答されているが、その理由は、(1)で確認したとおり、「個人演説会の告知等何らかの政治活動の告知」はそもそも表示する必要がない、すなわち、適法か否かの判断材料にそもそもならないからと理解してよい。

二 「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動用のポスター(いわゆる「政党ポスター」)について

(1) いわゆる「政党ポスター」に、公職の候補者等の紹介に係る記載(顔写真や名前)を入れる場合、「政党その他の政治活動を行う団体」主催の演説会の告知という形式をとらなくても(例えば、当該政党その他の政治活動を行う団体の主義主張を訴えるキャッチフレーズのみが記載されたポスターでも)、演説会告知用ポスターが適法とされる公職の候補者等の紹介に係る記載の面積等の外形的な要件を備えていれば、掲示は許されるのか。

(2) 「政党その他の政治活動を行う団体」主催の演説会告知用ポスターであって、次に掲げるものは公職選挙法違反か。他の適法要件

件は具備されていることを前提とする。

(i) その演説会の開催日時が経過しているのに、引き続き掲示されているポスター。

(ii) その演説会が実際に開催されなかった場合の、当該ポスターの掲示。

(iii) その演説会の開催場所や弁士が現実に確保されていない等演説会の開催が架空のものであることが明らかな場合の、当該ポスターの掲示。

三 答弁書二の5について

主意書二の5の①及び②に掲げた事例は、答弁書にいう、公職の候補者等の「後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスター」ではなく、「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動のために使用されるポスター（いわゆる「政党ポスター」）に当たり、掲示が許されると考えるが、それぞれの事例につき、適法か否か端的に答えられたい。

(参照 主意書二の5の①及び②に掲げた事例)

- ① 市議会議員選挙において、弁士・甲が市議会議員選挙候補者で、弁士・乙が無所属の現職衆議院議員であり、乙の選挙区内に甲の選挙区が全て含まれている場合において、乙の後援会が主催する演説会の告知ポスター。
- ② 衆議院総選挙において、弁士・甲が無所属の衆議院議員選挙候補者で、弁士・乙が現職の無所属市議会議員であり、甲の選挙区内に乙の選挙区が全て含まれている場合において、乙の後援会が主催する演説会の告知ポスター。
- 右質問する。

内閣衆質一六六第八九号

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する再質問に対する答弁書

一の(一)について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十三条第十六項第二号の候補者個人の政治活動用ポスター(公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示するポスターをいう。)については、同条第十八項の規定により、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならないこととされているほかは、その内容について同法上特段の規制はなく、一般的には、選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、掲示することができると考えている。

後援団体以外の政党その他の政治活動を行う団体の政治活動のために使用されるポスターについては、その内容について同法上特段の規制はなく、一般的には、選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、掲示することができると考えている。

二の(二)について

後援団体を含む政党その他の政治活動を行う団体の政治活動のために使用されるポスターの内容に関する規制については、二の(一)について述べたとおりであり、一般的には、当該ポスターが選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、(一)から(三)までのいずれのポスターの掲示も公職選挙法に違反しないものと考えている。

三について

ポスター等に係る公職選挙法の解釈に関する質問主意書(平成十九年二月十五日提出質問第七〇号。以下「前回質問主意書」という。)の二の

二の(一)について

公職選挙法第百四十三条第十六項第二号の後援団体の政治活動用ポスター(同法第百九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターをいう。以下同じ。)については、同法第百四十三条第十八項の規定により、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならないこととされているほかは、その内容について同法上特段の規制はなく、一般的には、選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、掲示することができると考えている。

5の①については、無所属の現職衆議院議員である乙の後援団体の政治活動用ポスターに関しては、公職選挙法第百四十三条第十九項第一号、第四号又は第五号に定める期間以外の期間においては、一般的には、選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、当該ポスターを掲示することができると考えている。

なお、同法第二百一条の十四第一項の規定により、甲が市議会議員の選挙の候補者となつたときは、その日のうちに、甲の選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならないこととされている。

前回質問主意書の二の5の②については、無所属の現職市議会議員である乙の後援団体の政治活動用ポスターに関しては、同法第百四十三条第十九項第三号又は第六号に定める期間以外の期間においては、一般的には、選挙運動のために使用されるポスターと認められない限りにおいては、当該ポスターを掲示することができると考えている。なお、同法第二百一条の十四第一項の規定により、甲が衆議院議員の選挙の候補者となつたときは、その日のうちに、甲の選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならないこととされている。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 一〇円	本号一部 一五円